

報告（１）

令和５年第３回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

１ 会期

令和５年９月４日(月)から９月２５日(月)まで ２２日間

２ 本会議の状況

(１) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	一般質問
発言通告（全体）	５会派（６会派）	１３議員（１８議員）

(２) 質問及び答弁内容 項目 件

区分	質問内容
学校教育部門 (17 項目 20 件)	学力向上について※（２件） 部活動の地域移行について※（１件） 不登校支援について※（２件） 通学路について※（２件） LD／ADHD通級指導教室について（１件） 有機農産物の給食における取組について（１件） 道徳教育について（１件） 教員の働き方について（１件） 教職員不足について（１件） 民間フリースクールへの支援について（１件） 総合教育研究所の人員体制について（１件） 心身ともに健康な児童生徒の育成について（１件） 管理職の育成について（１件） 教員が水戸で働きたいと思える取組について（１件） STEAM教育について（１件） 給食の食べ残しについて（１件） 校則の見直しについて（１件）
社会教育部門 (４項目 ４件)	次世代型図書館について※（１件） 水戸城二の丸角櫓の活用について（１件） 日本遺産認定後の取組について（１件） 地域学校協働活動について（１件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

代表質問

質問者：魁、水戸 袴塚 孝雄

答弁者：教育長

2 教育行政について

(1) 学力向上策について

質問内容：学力向上について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

新型コロナウイルス等の影響もあり、タブレット教育格差がうかがえるが本市の対応について国のGIGAスクール構想により、学校のICT環境整備が進み、児童生徒が日常的に1人1台端末を活用した学習指導が求められている。

このような中、子どもたちの学力向上に向け、教員のICT活用指導力の差をどのように埋めていくのか伺いたい。

【答弁要旨】教育長答弁

袴塚議員の教育行政についての代表質問のうち、はじめに、学力向上策についてお答えいたします。

国のGIGAスクール構想により、本市では、全ての児童生徒がタブレット端末を校舎内で使える環境を、令和3年4月末までに全ての学校に整備いたしました。そのような中、令和3年8月末から9月末にかけて、国の緊急事態宣言及び県の非常事態宣言への対応として、市立学校全校を臨時休業、分散登校とし、その際、本市としては初めて、児童、生徒1人1台端末を活用し、家庭と学校をつなぐ同時双方向型のオンライン授業を実施いたしました。

端末を導入して間もないことから、多くの教員が不安を抱えておりましたが、ICT支援員による個別的な支援体制の下、危機感を持って取り組んだことで、一定の成果を得られたものと認識しております。

本市では、教員のICT活用能力を3つのステージに分け、1年目はステージ1として「一斉授業、個別活動による活用等」を、2年目はステージ2として「協働学習や話し合い活動による活用」を、3年目となる今年度はステージ3として「学習履歴の活用」を目標に掲げ、指導主事による訪問指導や研修、ICT支援員による授業支援や校内研修支援を行ってまいりました。

令和4年度の本市における教員向けICT活用能力アンケート調査の結果、ステージ1につきましては94%、ステージ2につきましては84%、まだ研修を行っていないステージ3の分野につきましても、既に8割を超える教員が、「できる」または「ややできる」と回答しております。

しかしながら、多くの教員において活用スキルの向上が図られたものの、定着が不十分と感じている教員がいることも認識しており、そうした教員に対する支援が一層重要であると考えております。そこで、個別の教員に対しICT支援員を派遣し、その課題を聞き取りながら対応するなど、きめ細かなフォローアップを行い、教員が一定の操作スキルを身につけられるよう努めているところでございます。

さらに、教員によりICTを活用した授業力に差があることから、授業力の底上げを図ることが重要な課題であると捉えております。そのため、総合教育研究所の指導主事が各学校を訪問し、実際に授業を見て、個別の教員に対し、具体的な授業の進め方やICT機器の効果的な活用場面、活用方法について指導し、授業力の向上を図ることにより、児童、生徒の学習内容の理解や定着

に努めてまいりました。

また、昨年度から茨城大学と連携し、市内のモデル校において、協働的な学びにおけるＩＣＴ活用について実践研究を行っており、モデル校は、大学の教員に実際の授業を見てもらい、助言等を踏まえて公開授業を実施し、その研究の成果を市内全校へ展開してまいりました。

このような中、本年４月に実施された小学６年生と中学３年生を対象とする全国学力・学習状況調査におきましては、本市では、小学校では国語、算数ともに全国と同等程度、中学校では、国語、数学、英語、全ての教科において、全国平均を上回る平均正答率となりました。

また、県との比較では、小中学校ともに国語は県と同等程度であり、算数・数学、英語においては、いずれも県平均を上回る結果となり、着実に学力の定着が図られてきていると考えております。

今後につきましても、ＩＣＴの効果的な活用に向けた研修や訪問指導等を充実させることにより、教員一人一人の授業力の向上を図り、個別最適な学びと協働的な学びの実現を通して、子どもたちにとって予測困難な社会を切り開くために必要な資質、能力を育んでまいります。

(3) 部活動が外部コーチ導入となり、部活動費への影響が考えられるが本市の対応について。お金がなくても部活動ができる体制づくり、学校部活と地域部活に対する考え方について。

質問内容：部活動の地域移行について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

部活動は、子どもの所属する学校の教員が関わり、日頃の人間関係を通して子どもの心の居場所となっていたが、休日の部活動が地域移行していくにあたって、教員ではない外部指導者との人間関係づくりや、家庭の経済的負担など、新たな課題が考えられる。それらにどのように対応し、希望する全ての子どもたちが休日の地域クラブ活動に参加できる体制づくりをどのように行っていくのか伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

次に、部活動の地域移行に伴う影響と本市の対応についてお答えいたします。

少子化の進展に伴い、これまでどおりの学校単位での部活動を持続することが困難になっている状況を踏まえ、令和４年６月にスポーツ庁、８月に文化庁の有識者検討会議から、部活動の拠点を地域のクラブに移行することで、子どもたちが将来にわたって、スポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境整備を目指した提言がそれぞれ出されました。

また、スポーツ庁及び文化庁において、昨年１２月末に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で、令和５年度からの３年間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされたところでございます。

これを受けて本市といたしましても、今年度は教育委員会内に準備事務局を設置し、学校等関係機関と連絡調整を行うコーディネーターを新たに配置し、庁内関係各課による部活動の在り方検討会を開催するなど、部活動の地域移行に向けた取組を推進しているところでございます。

はじめに、休日における外部コーチとの人間関係づくりについてでございますが、外部コーチにつきましても、すでに子どもたちに指導経験のある部活動指導員や休日の指導を希望する教職員に加え、新たに地域の外部指導者の確保を検討しております。新たな外部指導者については、コンプライアンスや生徒との関わり方等について研修を行い、技術指導だけでなく、子どもや保護者との信頼関係を築き、児童生徒理解の上に立った指導を行えるようにいたします。加えて、

休日の活動を担当する外部コーチが、平日に担当する教員と情報交換を行い、子どもたちとの円滑な人間関係の構築に努めてまいります。

次に、地域移行に伴う保護者負担の在り方についてでございますが、国のガイドラインでは、各自治体においては、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進することや、運営団体や実施主体においては、可能な限り低廉な会費を設定すること等が示されております。議員御指摘のとおり、家庭の経済的な負担を軽減しつつ、希望する全ての子どもたちが休日の活動に参加できる環境を構築するための持続可能な運営体制を整備することは、地域移行における重要な検討課題であると認識しております。

そのため、円滑な地域移行に向け、今年度は、部活動地域移行についての有識者を交えた検討協議会を開催し、経済的支援を必要とする家庭に対する支援の在り方、適正な人材や予算の確保、複数の学校の生徒が集まる活動場所の設定や移動手段、地域移行へのスケジュールの明確化等、諸課題への具体的な対応について、国や県の動向を踏まえながら検討してまいります。

今後も、希望する全ての子どもたちが、休日の地域クラブ活動に参加し、生涯をととしてスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる体制づくりに努めてまいります。

代表質問

質問者：誠和会 安藏 栄

答弁者：教育長

2 教育行政について**(1) 児童、生徒の学力向上について**

質問内容：学力向上について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

7月下旬に全国学力・学習状況調査の結果が公表されたが、本市の結果について、全国や茨城県との比較や、本市の昨年度との比較も含めて伺いたい。

また、この調査結果を踏まえ、本市がこれまで取り組んできた成果や課題、さらには、今後の子どもたちへの指導へどのように反映させていくのか伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

安藏議員の代表質問のうち、児童生徒の学力向上についてお答えいたします。

初めに、全国学力・学習状況調査の調査結果についてですが、本年度は、小学6年生を対象に国語と算数、中学3年生を対象に国語と数学のほか、4年ぶりに英語の調査を実施しております。

本市と全国との平均正答率を比較しますと、小学校では、国語、算数ともに全国と同等程度、中学校では、国語、数学、英語、全ての教科において、全国平均を上回る正答率となりました。

また、県との比較では、小中学校ともに、国語は県と同等程度であり、算数・数学、英語においては、いずれも県平均を上回る結果となりました。

さらに、昨年度の本市の結果と比較しますと、小学校においては、算数が全国・県平均とともに下回っていましたが、今年度は、全国と同等程度で、県平均を上回る結果となりました。中学校においても、昨年度数学は、全国平均を下回り、県平均と同等程度でありましたが、今年度は全国・県平均ともに上回る結果となっており、学力の定着が図られてきていると考えております。

次に、調査結果を踏まえた、本市の成果や課題についてでございますが、国や県の状況と比較しますと、本市では、小中学校ともに、基本的な知識をもとにして考える力が定着したことや、国語や英語においては「話す」「聞く」「書く」「読む」の4つの力や、算数・数学においては「計算」「図形」「測定」「関数」などの領域において、必要となる力がバランスよく育成されていることがわかりました。

本市ではこれまで、日頃の授業において、自ら進んで学習の課題を見つけ、友達と話し合い、協力して解決する授業づくりを教員が意識的に実施するとともに、総合教育研究所の指導主事が学校を訪問する回数を増やし、それぞれの教員の授業をもとに、よりよい指導方法や授業の構成について指導、助言を行ってまいりました。

さらに、一人一人の学習状況に応じた指導を充実させるため、全ての学年において1人1台端末によるデジタルドリルを活用し、補足的な学習や発展的な学習に取り組んできたことから、これらの成果につながったものと考えております。

一方で、今回の調査において、小中学校ともに、国語では、自分の考えを経験や知識と結び付けて表現すること、算数・数学では、図形の定義や与えられた条件をもとに筋道を立て、説明すること、英語では、自分の考えや意見を英語で記述することなど、自分の考えを文章で表現することに課題が見られました。

これらの課題に対応するためには、日常的に自分の思いや考えを書く機会を設け、自分の考え

を筋道立て、適切に表現する力を育成することが大切であると考えております。そのため、指導主事が学校を訪問する際に、児童生徒が自分の考えや経験を踏まえ、与えられた条件をもとに筋道を立て、文章を構成する場面を確実に設定することや、授業の最後の振り返りの時間を活用し、学習してわかったことを記述する場面を設定することなど、書くことに重点を置いた取組を実践するよう、教員一人一人に対し、指導、助言を行ってまいります。

また、引き続き、確かな学力の定着を図るため、授業において、友達と話し合いながら課題を解決する学び合い活動を実施するとともに、本市独自に任用した教員免許を有する学力向上サポーターを効果的に活用し、児童生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細やかな学習指導に努めてまいります。

さらに、国が調査結果の分析をもとに作成した授業アイデア例を活用し、授業の改善、充実を図るとともに、県が作成する正答率の低い分野に特化したフォローアップ問題を活用し、弱点を克服することで、さらなる学力の定着を目指してまいります。

今回の調査結果を踏まえ、全国や県の平均正答率を下回る学校については、大学教員からも指導、助言をいただき、子どもたちが主体的に学び合う、効果的な授業づくりを実践してまいります。

さらに、教員の指導力向上に向けて、今後も、総合教育研究所の指導主事が、積極的に学校を訪問し、授業の進め方や目的に応じたＩＣＴ機器の活用方法など、効果的な学習指導法について指導、助言を行ってまいります。

また、子どもの育ちの基盤は家庭にあることから、コミュニティスクールを活用し、家庭における児童生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向け、協議を行うなど、家庭、地域、学校が連携し、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

今後におきましても、子どもたち一人一人を大切に、協働的な学びと個別最適な学びを通して、確かな学力の定着に努めてまいります。

代表質問

質問者：公明党水戸市議会 鈴木 宣子

答弁者：教育長

5 教育行政について**(1) 不登校支援の推進について**

質問内容：不登校支援について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

国においては、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプラン」が示されたところである。

本市では、今年度から千波中学校において校内フリースクールが設置されているが、現状と今後の展開について伺いたい。

また、多様な学びを選択できるよう、「うめの香ひろば」においても、これまでの相談活動に加えて学習活動を支援することができるのか、今後の展開について伺いたい。

さらに、本市として、不登校児童生徒の保護者を対象とした保護者会を行っているのか現状を伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

鈴木議員の代表質問のうち、不登校支援の推進についてお答えいたします。

令和3年度の全国の小中学校における不登校児童生徒数が過去最多となりました。本市におきましても、不登校児童生徒は増加傾向にあり、学校に登校できない児童生徒の自立をどう支えていくかについては、喫緊の課題であると認識しております。

そのような中、本年3月に文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプラン」が示され、個々の児童生徒の状況を適切に把握し、多様な学びの場を確保するとともに、チーム学校による支援を実施することなどが求められています。

不登校児童生徒への対応につきましては、本市では単に「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を自分事と捉えて、社会的に自立することを目指すという考え方にに基づき、不登校児童生徒一人一人に寄り添いながら、個別の状況に応じた支援を行っております。

そのため、不登校生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるため、今年度から千波中学校において、校内フリースクールを開設したところでございます。

校内フリースクールとは、校内に不登校生徒が安心して生活できる専用の教室を確保し、担当の教員を配置して、一人一人の学習計画に応じた支援を行う取組でございます。現在、校内フリースクールでは、教室の担当教員のほか、一人の教員が抱え込まないよう、また、生徒が多くの教員と関わることができるよう教科や学年を問わず、様々な教員が関わりながら組織的に不登校生徒の支援を行っております。

具体的な取組としては、生徒自身の学習計画に基づいた自主学習に加えて、作品の制作や、音楽鑑賞等を行う実技教科の学習、AIドリル等ICTを活用した自主学習、在籍学級の授業を視聴するオンライン学習など、多様な学習形態を選択できるよう進めているところでございます。

1学期を終え、設置当初のねらいのとおり、在籍学級での生活に不安をもっている生徒が、校内フリースクールを活用し、安心して自分に合ったペースで学習を進められるようになったり、学校の生活時間内に登校し、校内フリースクールでの生活を通して生活のリズムを作ったりする

など、生徒が不安なく生活できる居場所としての役目を果たしております。また、現在、登校することに不安のある生徒には、生徒はもちろん保護者に校内フリースクールでの生活を紹介し、段階的に登校できるよう支援をしているところです。加えて、校内フリースクールについて問い合わせも学校にあり、高い関心があることが伺えます。

引き続き、学校と連携し、現在の取組の検証をするとともに、他市町村での先進事例も参考にしながら、今後の校内フリースクールの他校への拡充や、民間のフリースクールとの連携強化を図り、不登校児童生徒のより良い支援に努めてまいります。

次に「うめの香ひろば」における学習支援についてお答えいたします。「うめの香ひろば」では、児童生徒が相談活動を通して、心身の安定を図る居場所や、集団活動を通して、人間関係を学ぶ場を提供しております。さらに、1日の活動の中に学習をすることができる時間を設け、児童生徒が自主・自発的に取り組むことができるような環境づくりを行っております。議員御提案の「うめの香ひろば」での学習支援につきましては、これまでも1人1台端末を活用して、在籍校の授業をオンラインで視聴することや、学校のテストを「うめの香ひろば」の活動時間の中で受験するなど、学校と連携しながら一人一人に応じた支援を行ってまいりました。

今後におきましては、これまでの学校と連携した学習支援に加え、「うめの香ひろば」の指導員が学習支援を行うことができるような取組を拡充してまいりたいと考えております。

次に、不登校児童生徒の保護者を対象とした保護者会についてお答えいたします。国の「COCOLOプラン」におきましても、保護者が一人で悩みを抱えないよう支援することの必要性が明示されております。

本市では、平成14年度から保護者を対象とした「子どもの心を理解する研修」を開始し、平成26年度からは、名称を新たに「わが子と歩む親の会」として実施しております。不登校児童生徒の保護者を対象とし、大学教授等の専門家による講話や保護者同士のネットワークを広げる交流の場として提供しております。参加された保護者の方からは、「講師の話聞いて、気持ちが楽になった。」ことや「同じ悩みを抱える保護者同士のネットワークをつくることができた。」ことなど前向きな声をいただいております。今後は、参加した保護者の意見を踏まえ、講話の内容をより保護者に寄り添った内容となるよう見直しを図るとともに、交流の時間を増やすなど、より良い保護者への支援につながるような取組を行ってまいります。

今後におきましても、国の施策を踏まえ、多様な学びの場の充実を図りながら、子どもたちの社会的自立を目指したきめ細やかな支援に努めてまいります。

代表質問

質問者：立憲みと 萩谷 慎一

答弁者：市長

1 公共施設・公共空間を活用したまちの活性化について**(3) 南部地区の施設整備の方向性について**

ウ 地域社会、地域経済を支援する次世代型図書館の必要性について（南部地区全体の施設整備の方向性を踏まえた新しい図書館の在り方についての庁内検討委員会の設置を。）

質問内容：次世代型図書館について

担当課：中央図書館

【質問要旨】

図書館については、従来の社会教育施設の枠を超えた次世代型の運営が注目されており、新しい施設が、南部地区活性化の切り札となることが期待できる。

そのため、新しい図書館の在り方を調査・検討するため、庁内検討委員会を設置することを提案するが、市長の見解はいかがか。

【答弁要旨】 市長答弁

次に、地域社会、地域経済を支援する次世代型図書館の必要性に関する御質問にお答えいたします。

本市の図書館サービスにつきましては、第6次総合計画及び第3次図書館基本計画に基づき、市内を六つのサービス圏に分け、中央図書館をはじめとする6館体制のもと、各図書館が、利用者のニーズに応じたサービス展開や各地域の特徴、近隣施設の状況などを踏まえた特色ある運営を行っております。

近年、図書館におきましては、地域の情報を収集し、提供するだけでなく、起業の支援や個人のスキルアップなど、課題解決を支援する機能の充実や、ICTへの対応、市民との協働による運営など、地域社会や地域経済と密着した図書館運営が必要とされているものと認識しております。

また、笠原地区を含む南部地区は、人口集積とともに、人口増加率も高い地域となっており、今後とも人口増加が見込まれております。

そのため、南部地区における新たな図書館の整備につきましては、現在策定を進めている第7次総合計画に位置付けることとし、地域の実情を十分に反映していくことはもとより、関係課で組織する会議において意見を集約するとともに、有識者会議を設置して、幅広い議論の中で、私の今任期中には、少なくとも整備に向けた基本構想をまとめてまいりたいと考えております。

今後とも、市民の皆様が生涯にわたり、自ら学び、考えるために必要となる資料や情報を提供する生涯学習の拠点として、その役割を果たせるよう、幅広い市民各層の利用促進に努めるとともに、利用満足度の高い魅力ある図書館づくりを目指してまいります。

代表質問

質問者：日本共産党水戸市議団 土田 記代美

答弁者：教育長

1 市長の政治姿勢について**(1) 第7次総合計画について****エ 通学路の安全について**

質問内容：通学路について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

子どもたちが歩く通学路に、危険な道路、外壁、空き家空き地など、危険な箇所が見受けられる。

丁寧な通学路の安全点検を行うとともに、ハード・ソフトの両面から、速やかな安全対策が必要と考えるが、見解を伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

土田議員の代表質問のうち、通学路の安全についてお答えいたします。

近年、登下校中の児童、生徒が巻き込まれる事故の発生は、全国的に後を絶たない状況にあり、このような痛ましい事故から大切な子どもたちを守るため、本市では、水戸市通学路交通安全プログラムに基づき、日頃からの安全点検と通学路の整備推進に努めているところでございます。

このプログラムにより、毎年度当初に、全ての小中学校において保護者や地域と連携し、通学路の現況調査を実施するとともに、より実効性の高い対策や改善を図るため、国、県の道路管理者や警察などの関係機関、本市の関係各課が一堂に会し、実際に通学路を歩いて点検する通学路合同点検を実施しております。

これらの調査等の結果により、明らかになった危険箇所につきましては、関係機関と本市の関係各課で構成する水戸市通学路安全対策推進会議において、信号機の新設や路側帯のカラー化などハード面での対策のほか、交通規制などソフト面での対策を検討し、危険箇所の解消に向けて、計画的に対策を講じているところでございます。

また、道路の拡幅や歩道の新設など、対策に時間を要する箇所につきましては、路側帯のカラー化など必要な対策を可能なものから速やかに実施するほか、地域の皆様の立哨などの御協力をいただきながら、児童生徒の安全確保を図っております。

昨年度の実績としましては、164箇所の危険箇所を把握し、昨年度中にハード対策・ソフト対策合わせて45箇所で対策を完了いたしました。また、85箇所で対策が進行中であり、その他につきましても、今年度新たに把握した危険箇所52箇所と合わせて、引き続き対策を検討しているところでございます。

今後におきましても、各学校において、保護者や地域との連携を図りながら、安全対策を要する危険箇所の詳細な状況把握に努めるとともに、国、県の道路管理者や警察などの関係機関との連携を強化しながら、必要な対策を速やかに実施し、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

一般質問

質問者：日本共産党水戸市議団 中庭 由美子

答弁者：教育部長

3 教育行政について**(1) LD／ADHD通級指導教室の拡充について****ア 水戸駅北口、赤塚駅方面への新規開設について****イ 送迎負担軽減のための巡回指導について**

質問内容：LD／ADHD通級指導教室について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

ア 現在、情緒障害通級指導教室は市内に5校あるが、LD／ADHD（学習障害／注意欠陥多動性障害）通級指導教室は2校、浜田小学校、第三中学校のみである。水戸駅北口、赤塚駅方面に新規開設を検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

イ 通級指導教室への子どもの送迎が保護者の負担になる場合がある。通級指導教室担当教員が、該当する児童生徒のいる学校に赴き指導を行う巡回指導の実施について検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

【答弁要旨】

中庭議員の一般質問のうち、LD／ADHD通級指導教室の拡充についてお答えいたします。

国においては、新しい時代の特別支援教育の在り方について、多様な学びの場の一層の充実が必要であるとしており、教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することは、大変重要であると認識しております。

そのため、本市では、特別支援学級だけではなく、言語障害、情緒障害、学習障害など、個人の特性に応じた対応をするため、通級指導教室を設置し、支援を行っております。

議員御質問の、発達性読み書き障害を含む学習障害や、不注意や落ち着きのなさ、衝動性などが見られる注意欠如・多動性障害への支援を行う、LD／ADHD通級指導教室につきましても、令和3年度に浜田小学校に、本年度は第三中学校に開設したところでございます。

現在、浜田小学校には11名の児童が、第三中学校には4名の生徒が通級しており、通級指導教室で支援を受けることで、自分に合った学習の進め方を学び、通常の学級でも落ち着いて学習に取り組めるようになった事例もございます。

議員御提案の、LD／ADHD通級指導教室を水戸駅北口、赤塚駅方面へ新規開設することにつきましては、保護者の利便性に寄与するものではございますが、新規開設にあたっては利用見込み数の基準がございまして、昨年度、利用希望について全市的に事前調査を実施し、現在のところ、通級を希望する児童生徒全員が通級できている状況にあることから、現在の利用希望者の数からは、増設は難しいと考えております。今後につきましては、利用見込み数が新規開設の基準を満たした場合には、検討してまいります。

次に、送迎負担軽減のための巡回指導についてでございますが、巡回指導とは、通級指導の担当教員が、対象児童生徒の在籍する学校を訪問し、対象児童生徒に対して、個別の指導を行うものでございます。

巡回指導についても、通級指導教室へ子どもを送迎する保護者の負担軽減につながるものではありますが、巡回指導を実施するにあたっては、教員が学校間を移動しながら指導に当たるため、通級指導教室に比べ指導できる人数が少なくなること、利用希望人数によっては、担当する教員

の増員や、小学校・中学校両方の教員免許を保有している人材の確保が必要になることなど、検討すべき課題がございますことから、今後、保護者のニーズ等も捉えながら研究してまいります。

今後におきましても、学習障害など、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の特性に応じた学びが進められるよう、きめ細かな支援に努めてまいります。

一般質問

質問者： 魁、水戸 渡辺 欽也

答弁者： 教育部長

1 観光・文教・教育エリアについて

(1) 文化財活用行政について

イ 角櫓の活用について

質問内容： 水戸城二の丸角櫓の活用について

担当課： 歴史文化財課

【質問要旨】

(1) 角櫓の場所を生かし、「水戸郷土を知る・学ぶ・食する」通年企画を検討してはどうかと思うが、角櫓を活用したこれまでの取組と今後の企画等について伺いたい。さらに、水戸駅北口の雑居ビルの取壊しに向けた経過と今後の見通しについても伺いたい。

【答弁要旨】

渡辺議員の一般質問のうち、観光・文教・教育エリアについてお答えいたします。

はじめに、文化財活用行政についての御質問のうち、角櫓の活用についてですが、二の丸角櫓は、水戸城内に4か所あった角櫓のうち、城の中心である二の丸に建てられた唯一の角櫓でございます。駅北口ペDESTリアンデッキから間近に見ることができ、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史景観向上に欠かせない水戸城歴史的建造物であることから、第6次総合計画において大手門とともに復元整備を位置づけ、令和3年6月に一般公開を開始いたしました。

公開後は、二の丸角櫓内部において、三の丸地区の皆様が「水戸城大手門復元の会」を設立す

るきっかけとなった「伝水戸城大手門^{でん とびら}」の実物を展示するなど、水戸城の歴史や復元の歩みを伝えるための展示施設として活用しております。一方、水戸学の道から二の丸角櫓までのアプローチが片道約350mと長く、議会や市民の皆様から改善の要望をいただいていたため、本年

1月末にアプローチを碎石敷きから土色系舗装に改修し、歩行性の改善を図ったところでござ

います。改修間もない2月25日に開催された「夜・梅・祭^{よる うめ まつり}」では、地元有志等で構成される

水戸藩葵組^{あおいぐみ}との協働により、二の丸角櫓の初めての夜間開放を実施し、水府提灯を手に、320個のキャンドルやオブジェで彩られた夜のアプローチと、二の丸角櫓内を体感いただきました。

こうした取組の結果、今年度の二の丸角櫓の来場者数は、4月から8月の5か月間で1万4500人を超えました。これは、弘道館の同期間の来場者の約7割、二の丸展示館の来館者の約8割であり、弘道館・水戸城跡周辺地区全体を回遊いただくという目的に対し、一定の成果が現れたものと考えております。

なお、毎月集計している来場者アンケートでは「楽しかった」「感慨深い」といった意見がある一方、「アプローチが長く何もない」といった意見も見られ、来場者の満足度を向上させるため、更なる活用に取り組む必要があると考えております。

こうした中、議員御提案の「水戸郷土を知る・学ぶ・食する」といった企画は、二の丸角櫓はもとより、地区の魅力向上にとっても有効であると認識しており、本市といたしましても、梅まつり等とタイアップした、特別感のあるイベントを企画していくとともに、二の丸角櫓アプロ

チのフェンスを利用し、水戸城の歴史や特色を学べるパネルを展示するなど、来場者に水戸城の魅力を伝え、楽しんでいただく方策を検討してまいりたいと考えております。

また、水戸駅北口の空きビルにつきましては、平成30年度に外壁材の一部が落下して以降、防護フェンス等を張り、う回路を設置して通行いただいている状況でございます。

本市といたしましては、所有者等に対して、繰り返し指導を実施するなど、改善に向け全力で取り組んでいるところであり、引き続き、歴史景観を生かせるよう、所有者に厳しく対応を求めてまいります。

今後とも、二の丸角櫓及びその周辺景観の魅力向上に努め、弘道館・水戸城跡周辺地区が水戸の顔にふさわしい、歴史・文化交流拠点となるよう、様々な施策を展開してまいります。

(2) 日本遺産認定後の現状と取組について

ア 3市との連携

イ 市民向けの発信について

ウ 世界遺産登録に向けた活動について

質問内容：日本遺産認定後の取組について

担当課：歴史文化財課

【質問要旨】

平成27年度に近世日本の教育遺産群が日本遺産に認定されて以降、水戸市単独の取組や市民向けの情報発信、及び栃木県足利市・岡山県備前市・大分県日田市の3市と連携してどのような取組を続けてきたか伺いたい。

また、教育遺産群の世界文化遺産登録に向けての活動や情報発信、そして意気込みを伺いたい。

【答弁要旨】

次に、日本遺産認定後の現状と取組についてでございますが、本市では、弘道館や偕楽園をはじめとする「近世日本の教育遺産群」の世界遺産登録を目指し、日本最古の学校「足利学校」が

かんぎえん

所在する栃木県足利市、日本最大の私塾「咸宜園」が所在する大分県日田市とともに、平成

24年度に「教育遺産世界遺産登録推進協議会」を設立いたしました。その後、平成27年度に

しずたにがっこう

日本最古の郷校「閑谷学校」が所在する岡山県備前市が協議会に加入するとともに、文化庁が創設した日本遺産制度において、本市をはじめ4市の文化財で構成する「近世日本の教育遺産群」がその第1号に認定されました。

はじめに、3市と連携した主な取組につきましては、これまで、BS-TBS「日本遺産」の放映や、雑誌への特集記事の掲載、数万人が来場する「日本遺産サミット」への出展など、発信力の高いメディアやイベントを活用し、教育遺産の魅力を国内外に伝えるための事業を展開してまいりました。

わさん

また、近世の学びを体験できる「和算体験ピース」の制作のほか、4市の子どもが相互に教育遺産を訪れる「子ども交流事業」を開始するなど、「教育」をキーワードにした、教育遺産ならではの多様な取組を実施し、文化庁日本遺産フォローアップ委員からも高い期待感を示されているところです。

次に、市民向けの発信につきましては、令和元年度に二の丸展示館を日本遺産の情報発信センターとしてリニューアルしたほか、弘道館・偕楽園を所管する県と連携し、講演会や出前講座等

を毎年複数回にわたって開催するなど、様々な取組を通じて、情報発信に努めております。

また、歴史アニメーション「徳川斉昭と弘道館物語」を平成30年度に制作・公開するとともに、日本遺産に関する学習を市内全小中学校で実施するなど、未来を担う子どもたちに対しても、教育遺産の理解を深めるための取組に注力しているところです。

さらに、ホームページにつきましても、市の公式ホームページのほか、協議会の公式ホームページ、国が運営する日本遺産ポータルサイトの3つのホームページを活用しているところであり、今後とも分かりやすく、タイムリーな情報発信に努めてまいります。

次に、世界遺産登録に向けた活動についてであります。世界遺産に登録されるためには、国内の候補リストである「暫定一覧表」に記載される必要がございます。しかしながら、暫定一覧表は平成22年を最後に13年間、文化遺産の追加記載がなされず、この間、暫定一覧表から9件が世界文化遺産に登録され、現在は5件が記載されるのみとなっております。こうした暫定一覧表記載資産の減少を踏まえ、令和2年度には、文化庁文化審議会が暫定一覧表の見直しに係る答申を国に提出するなど、暫定一覧表の記載再開に向けた機運が年々高まっているものと認識しております。

協議会では、このような世界遺産をめぐる国の動向を早くから注視し、令和2年度には「世界遺産暫定一覧表 記載資産候補 提案書」を、令和4年度には英語版の提案書概要を作成し、文化庁に暫定一覧表への記載を要望したところでございます。これに対し、文化庁からは「調査・研究の熟度が進んでいる」と、一定の評価をいただいた一方で「海外の有識者の意見を聞く必要がある」との指摘を受けました。

こうした文化庁の指摘に対応するため、本年11月には、文化庁が移転した京都市において、国内外の有識者が一堂に会する国際シンポジウム「海外から見た近世日本の教育遺産群」を開催し、国際的観点から議論を深めることとしております。また、本シンポジウムはオンライン視聴も可能とし、世界に向けて教育遺産群の価値を周知する機会にもしてまいります。

近世日本の教育遺産群は、歴史学や世界遺産学等の専門家から「世界に類を見ない、階層を超えた教育の在り方を現代に伝える遺産群」という評価を得ており、本市といたしましても、世界遺産に登録される可能性は十分あるものと考えております。

今後とも、国の動向を注視しながら、教育遺産群の世界遺産登録に向け、様々な施策を積極的に推進してまいります。

一般質問

質問者：魁，水戸 細谷 智宏

答弁者：教育部長

1 有機農業について**(2) 水戸市の有機農業によって栽培された農産物の給食での取組について**

質問内容：有機農産物の給食における取組について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

有機農産物を学校給食に活用することは、食育の観点や食の安全からも進めるべきと考える。
本市の学校給食における、有機農産物の活用にかかる現在の取組状況と今後の方向性について伺いたい。

【答弁要旨】

細谷議員の有機農業についての一般質問のうち、水戸市の有機農業によって栽培された農産物の給食での取組について、お答えいたします。

国においては、令和3年度に策定した「みどりの食料システム戦略」の中で、「環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進」を掲げ、「栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進」の一環として、「持続可能な地場産物や国産有機農産物等を学校給食に導入する取組」を推進するものとしております。

本市におきましても、学校給食における地場産物の活用の一環として、有機農産物の導入に関する検討を行っており、市内生産者に御協力をいただきながら、試行的な取組を段階的に実施してまいりたいと考えております。

今年度につきましては、JAS法に基づく有機食品の検査認証制度による認証を得ている市内の生産者に御協力をいただき、小学校1校において、複数品目の有機農産物を使用した学校給食の提供を予定しております。

学校給食を通して、児童生徒が、環境への負荷をできる限り低減し、持続可能な農業生産の実現を目指す有機農産物に関する理解を深めることは、学校給食法に掲げられた「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う」という学校給食の目標に合致するものであり、食育という観点からも、有意義なものであると認識しております。

なお、学校給食における有機農産物の活用の推進に当たりましては、有機農産物が、通常の食品に比べて高価であること、安定的な供給体制が確立されていないため、必要な時に十分な量を確保することが困難であることなど、課題もございます。

今後におきましては、市内の生産者の御協力のもと、有機農産物の供給体制の整備の動向を注視しながら、段階的な取組の推進に努めてまいります。

一般質問	
質問者：無所属 田口 文明	答弁者：教育部長
３ 教育行政について	
(1) 道徳教育について	
質問内容：道徳教育について	担当課：教育研究課
【質問要旨】 社会生活を維持するためには規律が必要であり、子どものうちからしっかりと道徳教育を受けることが大切である。 戦後の教育において、「道徳の時間」から「特別の教科 道徳」となり、道徳教育の位置付けが変化してきたが、現代の大人の道徳心や倫理観が欠如しているのかもしれない。この現状を踏まえ、本市では、子どもたちにどのような道徳教育を実施しているのか伺いたい。	
【答弁要旨】 田口議員の一般質問のうち、道徳教育についてお答えいたします。 道徳教育は、自己の生き方を考え、自分の判断の下に行動し、自立した人間として他の人々と共によりよく生きる基盤となる力を養うことを目的として行われるものでございます。 戦前においては、修身科として道徳教育が行われておりました。戦後の学校教育においては、修身科がなくなり、道徳教育の内容の一部を社会科の中で取り扱うこととされましたが、道徳教育をさらに深める必要から、昭和３３年の学習指導要領の改訂に伴い、小中学校の教育課程の一つの領域として「道徳の時間」が設けられました。 一方で、「道徳の時間」については、その理念が十分に現場に理解されず、教材の登場人物の心情理解に終始することや、道徳的価値感の押し付けが見られるなどの傾向がございました。さらに、平成２３年に大津市で発生したいじめ自殺問題も一つの契機として、国の教育再生実行会議や中央教育審議会での議論を踏まえ、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる力の育成を目指し、平成２７年３月に、学校教育法施行規則の改正により、「特別の教科 道徳」が実施されることとなりました。 「特別の教科 道徳」は、児童生徒自らが道徳的価値について主体的に向き合い、様々な角度から「考え、議論する道徳」への質的転換を図ったものであり、教科化に伴い、新たに国が検定した教科書を使用することや、評価を行うこととされました。 本市におきましては、道徳が教科化される以前から、「道徳の時間」を週１回、年間３５時間、指導計画に確実に位置付け、児童生徒にとってより身近な教材として本市が独自に作成した副読本「道徳まごころ」を活用する授業を実践し、道徳性の向上を図ってまいりました。 教科化された後も、教科書とともに副読本「道徳まごころ」を活用しながら、答えが一つではない道徳的な課題を、自分自身の問題として捉え、自分と向き合い、考え、他者と議論する授業を実践し、児童生徒の道徳性を育んでいるところでございます。 また、本市では、いのちや人権を大切にする教育である「ふれあいプラン」において、月一回のあいさつ運動や、いじめ解決フォーラムを実施するなど、いのちや人権を尊重する態度、規範意識や思いやりの心の育成に努めております。 さらに、郷土への理解と関心を深め、社会に貢献する態度を育成するため、梅まつりにおけるおもてなしボランティア活動を実施するとともに、自然体験、職場体験といった体験学習、宿泊学習など様々な学習活動をとおして、協調性や自律性を育んでいるところでございます。	

今後につきましても、「特別の教科 道徳」の授業で学んだ実践態度や学校生活の中で培われた道徳心を基盤とし、これからの未来をリードする子どもたちの規範意識や思いやりの心の育成に努めてまいります。

一般質問

質問者：日本共産党水戸市議団 田中 真己

答弁者：教育部長

4 教育行政について

(1) 教員の働き方の改善について

質問内容：教員の働き方について

担当課：学校管理課

【質問要旨】

令和5年8月に、中央教育審議会の緊急提言において、標準授業時数を大幅に上回っている学校は、見直すこと前提に点検を行うことや、教員業務支援員の全小中学校への配置、小学校高学年の教科担任制の強化が示されているが、本市の現状を伺いたい。

また、小中学校ごとの昨年度の10月と11月の平均時間外勤務の実態と教員不足の現状、それぞれの解決策について伺いたい。

【答弁要旨】

田中議員の一般質問のうち、教員の働き方の改善についてお答えいたします。

近年、全国的に教員の長時間勤務が課題となる中、教員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築するため、教員の働き方の改善を推進することは、重要であると認識しております。

国におきましては、本年8月の中央教育審議会特別部会において、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上等」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」の3本の柱について提言されたところでございます。

この提言に基づく取組の具体策のうち、議員御質問の標準授業時数を大幅に上回っている学校の授業時数の見直しについてですが、本市における現状といたしましては、特に小学校第5学年において、中央教育審議会が見直しの対象としている、1,086単位時間以上の小学校が、約27%となっております。そのため、本市といたしましては、今後、学校に対し、5時間授業の設定などによる教育課程の編成の見直しを促すとともに、教員の意識改革を図ってまいります。

次に、教員業務支援員の全小中学校への配置につきましては、国において、毎年度、大幅に予算が増額され、事業の拡充が図られているところでございます。本県においては、令和3年度まで、学校サポーター配置事業により、学校サポーターを全校に配置することが可能となりましたが、令和4年度に県事業が終了しております。そのため、本市におきましては、茨城県市町村教育長協議会から、県に対し、学校サポーターの配置の復活及び拡充等について要望しているところでございます。

さらに、本市におきましては、全ての小中学校に教員免許を有する学力向上サポーターを配置することとしております。

次に、小学校高学年の教科担任制につきましては、本市では、今年度、英語5人、算数4人、理科9人、社会3人、音楽3人、図画工作2人、体育3人と、計29人が加配されており、学校規模に応じた時間数で、専門的な教科指導を実施しておりますが、必ずしも各学校の希望教科に応じた加配教員の配置や時間数とはなっていない現状がございます。そのため、本市におきましては、県に対し、さらなる配置について要望してまいります。

今後とも、提言に基づいた実効性のある取組について、国や県の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。

次に、教職員の時間外勤務の実態についてお答えいたします。

昨年度の１０月，１１月の平均時間外勤務の時間数につきましては，茨城県全体の小学校の平均が３５時間３７分であったことに対し，本市では４０時間７分，中学校においては県全体の平均が４８時間５５分に対し，本市では４９時間４６分となっております。

なお，本市の時間数につきましては，都市部特有の様々な課題等の影響を受け，県平均をやや上回っているものと考えております。

本市におきましては，時間外勤務の削減に向けて，学校給食費の公会計化，校務支援システムの全校導入のほか，学校が様々な問題について早期解決を図るための学校弁護士相談事業を導入したことや，夜間等の勤務時間外における緊急を要しない電話対応に係る自動音声応答装置を全校に設置するなどの取組を行ったことで，時間外勤務の時間数は減少傾向にあります。

次に，本市の教員不足の現状についてお答えいたします。

本年９月１日現在，教員定数があっても，県からの教員の配当が十分でないことや，育児休業取得者の増加等により，小学校で１２人，中学校で５人の教員が不足しております。

教員が不足した場合，臨時的任用職員として講師で補うこととなりますが，講師の担い手が不足している現状がございます。そのため，本市におきましては，県水戸教育事務所と連携しながら，講師志願者の把握に努めるとともに，市独自に，近隣大学の訪問や，退職教員への依頼を行っております。さらには，水戸市教師塾を開催し，教員や水戸の教育の魅力を伝え，講師任用のための登録会を実施するなど，積極的に講師の確保を行っております。

今後につきましても，教員の働き方の改善に向け，業務改善の推進や意識改革に取り組み，教員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めてまいります。

一般質問

質問者：立憲みと 滑川 友理

答弁者：教育部長

1 教育行政について**(1) 小中学校の教職員不足について**

- ア 本年9月現在の教職員不足数について
- イ 指導主事等本市教育委員会からの職員派遣について
- ウ 学校設置者としての教育委員会の人員確保策について
- エ 本市独自の教職員及び学校サポーターの採用について
- オ 教員業務支援員に係る県への要望について

質問内容：教職員不足について

担当課：学校管理課

【質問要旨】

- ア 本市における本年9月現在の教職員の欠員状況と、その対応について伺いたい。
- イ 教職員不足の対応として、市教育委員会から指導主事等を限定的に学校に派遣している地方自治体も増えてきた。
本市においても、市教育委員会から指導主事等の職員を学校へ派遣すべきであると考えているが、見解を伺いたい。
- ウ 教職員不足の対応として、担任外の教職員が、担任や授業の代替えを行うのではなく、市教育委員会において、欠員補充となる教職員を確実に確保すべきであると考えているが、見解を伺いたい。
- エ 守谷市や笠間市のように、市独自の教職員や学校サポーターの配置なども必要であると考えているが、見解を伺いたい。
- オ 国においては、教育業務支援員の配置について、毎年度、拡充しているところであるが、茨城県においても、国の拡充にあわせた市への配置がなされるよう、強く要望すべきであると考えているが、見解を伺いたい。

【答弁要旨】

滑川議員の一般質問のうち、小中学校の教職員不足についてお答えいたします。

近年、全国的にも教員が不足しており、根本的な要因として、教員のなり手不足が深刻化している状況がございます。

そのため、教員としての魅力の向上を図り、志ある優れた教員を確保するためには、処遇改善や指導・運営体制の充実等を一体的に進めることが重要であると認識しており、本市におきましては、教員が心身ともに充実して児童生徒と向き合うことができるよう、職場環境の整備とあわせて、業務負担の軽減にも努めているところでございます。

御質問の本年9月現在の教職員不足数についてでございますが、制度上の標準定数に加え、少人数指導や小学校高学年の教科担任制等の加配措置はあるものの、県からの教員の配当が十分でないことや、育児休業取得者の増加等により、9月1日現在、小学校で12人、中学校で5人の教員が不足しております。

また、教員が不足した場合、臨時的任用職員として講師で補うこととなりますが、教員選考試験の志願倍率は、以前に比べ低い傾向にあることから、教員選考試験合格を目指しながら、講師として働く方も減少傾向にあり、講師の担い手が不足している現状がございます。

次に、指導主事等本市教育委員会からの職員派遣についてお答えいたします。

市教育委員会から指導主事等の職員を学校へ派遣することにつきましては、感染症等により、多数の教員が休暇を取得せざるを得ず、学校運営が困難である場合などには、臨時的に学校へ指導主事等の職員を派遣し、学校の支援に努めているところでございます。

一方で、教員の不足を指導主事で補充することにつきましては、指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するため、教育委員会の事務局に配置することとされており、各教科の調査研究や生徒指導対応、教育相談、教職員研修等の業務にあたっております。

また、近年は、学校教育を取り巻くニーズが多様化・複雑化し、指導主事の業務量の増加とともに、さらなる専門性が求められていることから、教員の不足を補充するため、恒常的に学校へ派遣することは、極めて難しい状況にございます。

次に、学校設置者としての教育委員会の人員確保策についてお答えいたします。

県費負担教職員の任命権につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県教育委員会に属するとされておりますことから、定数に対する不足が生じない教員の配置について、本市から、県に対し、強く要望しているところでございます。

また、教員が不足した場合、臨時的任用職員として講師で補うこととなりますが、講師の担い手が不足している現状がございます。そのため、本市におきましては、講師不足の対策といたしまして、県水戸教育事務所と連携しながら、講師志願者の把握に努めております。さらに、市独自に、近隣の大学を訪問し、卒業生や大学院生の紹介を依頼したり、退職教員へ直接電話をしたり、水戸市教師塾を開催し、教員や水戸の教育の魅力を伝え、講師任用のための登録会を実施したりするなど、本市の講師として勤務することを働きかける取組を積極的に行っているところでございます。

次に、本市独自の教職員及び学校サポーターの採用についてお答えいたします。

教職員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築するためには、持続可能な勤務環境を整備することが重要であり、多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する必要があると認識しております。そのため、本市におきましては、全ての小中学校に教員免許を有する学力向上サポーターを配置することとしており、児童生徒の習熟度に応じた学習支援を行っております。

また、配慮を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援等を行う特別支援教育支援員や、海外からの児童生徒に対応した日本語指導員、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、ICTを活用した授業支援等を行うICT支援員等の専門職員も配置しているところでございます。

次に、教員業務支援員に係る県への要望についてお答えいたします。

教員業務支援員の配置につきましては、国において、毎年度、大幅に予算が増額され、事業の拡充が図られているところであり、本年8月の中央教育審議会特別部会におきましても、全小中学校へ配置することについての提言がなされております。

本県におきましては、令和3年度まで、学校サポーター配置事業により、学校サポーターを全校に配置することが可能となっておりましたが、令和4年度に県事業が終了しております。そのため、本市におきましては、茨城県市町村教育長協議会から、県に対し、学校サポーターの配置の復活及び拡充等について要望しているところでございます。

今後につきましても、教職員不足の解消に向け、国や県に対し、教職員の人材確保に向けた処遇改善や、教職員配置基準に基づく教員数配置等について強く要望するとともに、講師確保に向

けた市独自の取組を継続してまいります。

一般質問	
質問者：立憲みと 森 智世子	答弁者：教育部長
1 教育行政について	
(1) 民間フリースクールへの運営費及び利用者への補助制度の導入について	
質問内容：民間フリースクールへの支援について	担当課：教育研究課
【質問要旨】 令和5年度からつくば市において民間フリースクールへの運営費及び利用者への補助が始まったが、本市においても導入されていくのか今後の見解を伺いたい。	
【答弁要旨】 森智世子議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。 はじめに、民間フリースクールへの運営費及び利用者への補助制度の導入についてでございますが、民間フリースクールは、不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行っている民間施設であり、本市においても、不登校児童生徒が社会的自立に向けた支援を受けている現状がございます。 本年3月に文部科学省が示した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプラン」においては、多様な学びの場や、居場所を確保する方策の一つとして、社会的自立に向け連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携の強化が明示されております。本市では、フリースクール等の情報を保護者に提供するとともに、学校及び教育委員会がフリースクールと連携し、利用している児童生徒の学習や相談の状況を定期的に確認することで、学校長が指導要録上、出席扱いとしている事例もございます。 議員御提案の本市独自の民間フリースクールに対する補助制度の導入についてでございますが、現在、茨城県の制度として、令和3年度からフリースクールに対する運営費及び経済的な事情のある世帯に対する利用者への授業料等の補助を行う「フリースクール連携推進事業」を実施しております。本市といたしましても、授業料等の補助制度が掲載された不登校支援に関するチラシによる周知や、利用者に対しても個別に周知を行っており、本市の児童生徒においても補助制度の活用が見られます。 今後につきましては、県の補助制度の活用状況を注視するとともに、先進都市の事例等を調査しながら、補助制度の在り方について研究してまいります。	
(2) 総合教育研究所における教育相談及び特別支援業務にかかる人員体制について	
質問内容：総合教育研究所の人員体制について	担当課：教育研究課
【質問要旨】 総合教育研究所における現在の教育相談及び特別支援教育に係る人員体制及び今後の人員体制の充実について伺いたい。	
【答弁要旨】 次に、総合教育研究所における教育相談及び特別支援教育に係る人員体制についてお答えいたします。 現在、総合教育研究所には16名の指導主事を配置し、各教科の調査研究や教職員研修、生徒指導対応、教育相談、特別支援教育等の業務にあたっております。そのうち、教育相談及び特別支援教育の業務につきましては、指導主事3名と会計年度任用職員16名が担当しております。 近年、不登校児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることもあり、学校教	

育を取り巻くニーズも多様化・複雑化し、業務量の増加とともに、さらなる専門性が求められていることから、ニーズに対応する体制の整備も必要となっております。

そのため、各分野における専門的な知識、経験、資格等を有する人材を、会計年度任用職員として任用し、それぞれの課題にきめ細かく対応できるよう、支援体制の充実を図ってまいりました。

具体的には、不登校児童生徒の支援を行う「うめの香ひろば」における、受入れ対象学年の拡大のための指導員の増員を行うとともに、不登校の要因が家庭環境であるなど、これまで支援の手が届きにくかった児童生徒に対して、教育分野に関する知識を持ち、福祉の専門家でもあるスクールソーシャルワーカーを本市独自に任用したところでございます。

また、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、より専門的な見地から、保護者との面談や、教員への助言、援助を行いながら、学校や保護者の多様なニーズに対応できるよう、特別支援教育専門員を新たに任用したところです。

今後におきましても、総合教育研究所の組織や人員の在り方について検証と見直しを加えながら、子どもたちの多様な学びを保障するとともに、一人一人の特性に応じた教育の推進に努めてまいります。

一般質問

質問者：水政会 池田 悠紀

答弁者：教育部長

1 教育行政について**(1) 「心身ともに健康な児童、生徒の育成」のための取組について**

質問内容：心身ともに健康な児童生徒の育成について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

過去3年間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の制限等で、生活に大きな変化があった。全国的に見ても児童生徒の体力の低下が問題視されているが、本市における児童生徒の体力の現状について伺いたい。

また、児童生徒の不登校の主な要因の一つとして、生活習慣の乱れが挙げられている。そこで、仙台市は「健やかな体の育成プラン」を策定し、具体的方策を示し、児童生徒の運動や睡眠を促し、防衛体力（自律神経や免疫力の向上など）を高めるための事例を紹介している。

そこで、本市において、心身ともに健康な児童生徒の育成のための方策を実践しているのか伺いたい。

【答弁要旨】

池田議員の教育行政についての一般質問のうち、「心身ともに健康な児童、生徒の育成」のための取組についてお答えいたします。

はじめに、本市における児童生徒の体力の現状についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校の臨時休業や不要不急の外出の制限が行われるなど、児童生徒を取り巻く生活環境は、大きく変化してまいりました。

毎年度、小学5年生と中学2年生を対象に実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」いわゆる体力テストの令和4年度の結果を、コロナ禍前の令和元年度の結果と比較しますと、全国的に児童生徒の体力低下が進行している状況がみられ、スポーツ庁も新型コロナウイルス感染症の影響を一つの要因と分析しています。

本市児童生徒の体力テストの結果につきましては、従来から本市の体力レベルは、高い水準を維持しており、昨年度の結果では、8種目の体力合計点が、小学5年生の男子は全国が52.5点に対し、本市は54.2点、女子は全国が54.7点に対し、本市は56.7点、中学2年生では、男子の全国が41.1点に対し、本市は44.2点、女子は全国が48.4点に対し、本市は51.4点とそれぞれ全国の上位に位置しております。

しかしながら、全国と同様、本市においても、令和元年度と比べると各種目とも低下傾向がみられました。

この結果を踏まえ、各学校におきましては、実態に応じた「体力アップ推進プラン」を策定し、課題を改善する取組を行っております。例えば、短距離走や鉄棒など体力テストの種目に関連付けた学校独自の運動メニューを考案し、授業において全学年で実践したり、校庭に投力アップのためのトレーニングの場を設け、授業や休み時間に児童がボールを投げる練習を行うなどの実践により、体力の向上を図っております。

次に、心身ともに健康な児童生徒の育成のための方策についてでございますが、本市では、昨年度から大場小学校をモデル校に指定し、筑波大学との連携のもと「健やかな体の育み」をテーマに、大学の教員や体育科専攻の大学院生により、心身ともに調和のとれた体育の授業づくりなどの取組を実践しております。

具体的には、授業や休み時間を活用して、持久走大会や縄跳び大会等の行事と関連付け、縄跳び検定やランニングタイムを実施するなど、体力向上プログラムを実践しております。また、児童一人一人が目標を決め、主体的に活動に取り組むことにより、単に体力向上を図るだけでなく、相互理解や支え合う経験を通して精神面での成長につなげております。さらに、心と体の調子を整えた上で、授業に臨めるよう、毎朝決まった時間にタオルを用いたストレッチ運動を行っております。

これらの取組により、児童が自分の課題を克服するために主体的に運動に取り組む姿勢が育まれていると評価をいただいております。体力テストの結果においても、本市の平均を大きく上回っております。

この成果を踏まえ、大場小学校の取組を全校の体育主任に周知し、各学校の実情に応じた授業改善をとおして、心身ともに健康な児童生徒の育成に努めてまいります。

また、心身の健康は生活習慣と深く関わっており、健康を保持増進するためには、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であると、学習指導要領にも示されており、規則正しい生活習慣を身に付けることが重要であると認識しております。

そのため、本市におきましても、児童生徒の基本的な生活習慣の確立を目指した「規律と協働を高めるための八策」において、「朝の会に一番大きな声であいさつをする」など、8項目を市内共通実践として掲げ、全校で実施しております。

さらに、子どもたちの育ちの基盤は家庭にあることから、コミュニティースクールを活用し、家庭における児童生徒の基本的な生活習慣や、学習習慣の確立に向け協議を行うなど、家庭・地域・学校が連携し家庭の教育力の向上を図ってまいります。

今後におきましても、心と体の健康の保持増進を図り、心身ともに調和のとれた児童生徒の育成に努めてまいります。

(2) 管理職育成のための取組について

質問内容：管理職の育成について

担当課：学校管理課

【質問要旨】

学校現場においては、管理職の権限が非常に大きく、教職員の労働環境は、管理職のマネジメントの能力などに強く影響を受けるものであり、管理職向けの研修を質と量ともに充実させることが重要であると考えますが、本市の管理職教員に対する研修の実施状況と、今後の見解について伺いたい。

【答弁要旨】

次に、管理職育成のための取組につきましては、全国的に、教員のなり手不足や業務負担が大きな課題となる中、学校において管理職の学校組織マネジメント力を高め、教職員の働きがいのある職場環境や、魅力ある職場を構築することは、非常に重要であると認識しております。

本市におきましては、県主催の学校の管理運営に関する各種研修に管理職を派遣するとともに、本市独自の取組として、今年度は、弁護士を講師とするコンプライアンス研修や、警察OBによる危機管理研修等を実施しております。また、これらの研修に加え、教育長面談の際には、個別に学校組織マネジメント力の向上に向けた指導等を行っております。

今後につきましても、本市の学校教育の目標達成に向け、学校の管理職が、教育を取り巻く情勢の変化や今日的課題に対応するための資質を身につけられるよう、実務的・実践的な研修を実施し、学校組織マネジメント力の向上を図ってまいります。

(3) 教員が水戸で働きたいと思える取組について

質問内容：教員が水戸で働きたいと思える取組について

担当課：学校管理課

【質問要旨】

本市で教員をやりたいと思う方が増え、人材を確保するためには、魅力的な本市の独自の取組や、さらに職場環境を整える取組が必要であると考えているが、本市の見解について伺いたい。

【答弁要旨】

次に、教員が水戸で働きたいと思える取組についてですが、本市におきましては、教員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境の整備に向け、実践的な研修プログラムの実施や、学校を支援するスタッフの充実、さらには、児童生徒と向き合うための時間を確保するための業務負担の軽減にも努めているところでございます。

実践的な研修プログラムの実施につきましては、本市は、令和2年度からの中核市移行に伴い、法律に基づく教職員研修が、県から移管されておりますことから、初任者から3年目までの教員を対象とした研修では、授業づくりの基礎基本や生徒指導の意義と進め方をはじめ、小グループでの協議や実践発表による授業力向上に向けた研修、市内の幼稚園や保育所等での実習、英語指導助手を活用した英会話活動のスキルを磨く研修など実践的指導力と使命感等を養う研修を実施しております。

次に、学校を支援するスタッフの充実といたしましては、全ての小中学校に教員免許を有する学力向上サポーターを配置することとし、児童生徒の習熟度に応じた学習支援を行っております。

また、配慮を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援等を行う特別支援教育支援員や、海外からの児童生徒に対応した日本語指導員、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、ICTを活用した授業支援を行うICT支援員等の専門職員も配置しているところでございます。

次に、児童生徒と向き合うための時間を確保するための業務負担の軽減といたしましては、学校給食費の公会計化、校務支援システムの全校導入のほか、学校が様々な問題について早期解決を図るための学校弁護士相談事業の実施や、夜間等の勤務時間外における緊急を要しない電話対応に係る自動音声応答装置の全校設置などにも取り組み、事務の軽減や作業の効率化を図っております。

また、市内学校での優れた授業実践の共有や学習指導案データ等の共有を図り、有効活用することで、教員の指導力の向上を図っております。

さらに、教員が水戸で働きたいと思っていただけるよう、教員志望者を対象とした「水戸市教師塾」を開催し、市内の学校長をはじめとする教職員が講師となって、水戸の教育の魅力を伝え、水戸で働きたいという気持ちの醸成につなげております。

今後につきましても、児童生徒と向き合う時間の確保に向けた業務改善を図るとともに、魅力的な研修プログラムを実施するなど、教員が水戸で働きたいと思える取組を推進してまいります。

一般質問

質問者：誠和会 打越 美和子

答弁者：教育部長

2 水戸市におけるSTEAM教育（スティーム教育）の実践について

(1) 第7次総合計画における水戸スタイルの教育について「未来をリードするこどもたちの育成の事業概要」の中の、「STEAM教育の実践」の取組と推進について

質問内容：STEAM教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

第7次総合計画における水戸スタイルの教育について「未来をリードするこどもたちの育成の事業概要」の中に、「STEAM教育の実践」とあるが、国が示すSTEAM教育について伺いたい。また、本市におけるSTEAM教育の実践と、今後の展望について伺いたい。

【答弁要旨】

打越議員の一般質問のうち、水戸市におけるSTEAM（スティーム）教育の実践について、お答えいたします。

STEAM教育のSTEAMとは、「サイエンスのエス」、「テクノロジーのティ」、「エンジニアリングのイー」、「人文社会・芸術・デザインを表すアートのエー」、「数学、マスマティクスのエム」の頭文字を合わせたものであり、国においては、これらの教科の学習を実社会での課題解決に生かしていけるよう、教科の垣根を取り払った教科横断的な教育として示しております。

AIやIoT（アイオーティ）などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、学校教育においては、文系・理系といった従来の枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれらを統合し、課題解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力の育成が求められております。

そこで、国においては、STEAM教育を推進するため、小中学校の「総合的な学習の時間」や高等学校において昨年度必修化された「総合的な探究の時間」や「理数探究」等の時間の中で、課題解決的な学習活動の充実を図ることとしております。

本市におきましても、将来の変化を予測することが困難な時代に、子どもたちが新しい時代を切り開いていくため、自ら課題を設定し、情報を集め、整理・分析し発信することを通して、新たな価値を創造していく力を育成していくことが重要であると考えております。

そのため、例えば地域の防災をテーマに、子どもたちが主体となり、降水量を調査、分析し、グラフにまとめたり、360度カメラなどの先端技術を活用し、地域の全体像を捉えた防災マップを作成するなど、国語科や社会科、算数・数学科、理科など各教科等での学びを生かしたSTEAM教育を通して、課題を解決する能力を育成してまいります。

本年度は、モデル校を1校指定し、実証研究を行い、子どもたちが主体的に発表できる場を通して、地域の方々をはじめ、大学教員や企業の方から指導、助言をいただき、本市ならではのSTEAM教育の在り方を研究してまいります。

今後につきましては、モデル校での実証研究の成果を全校に周知し、STEAM教育の考え方を取り入れながら、発達段階や各学校の特色に応じた課題解決学習に取り組み、これからの社会の創り手として必要な資質・能力の育成に努めてまいります。

一般質問

質問者： 魁, 水戸 後藤 通子

答弁者： 教育部長

2 教育行政について

(1) 給食の食べ残しについて

質問内容： 給食の食べ残しについて

担当課： 学校保健給食課

【質問要旨】

学校給食における残菜の量を伺いたい。

あわせて、残菜の利活用方法、及び各学校や調理場が行っている残菜を減らすための取組について伺いたい。

【答弁要旨】

後藤議員の一般質問のうち、給食の食べ残しについてお答えいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものでございます。

本市では、国の定める学校給食摂取基準に基づき、1日3食のうちの1食として、1日に必要な栄養量の概ね3分の1を摂取できるよう、栄養バランスに配慮した学校給食を提供しております。

そのため、児童生徒には、学校給食を残さず食べて、成長期に必要な栄養量を摂取してもらいたいと考えております。また、食品ロスの低減やごみの減量化という観点からも、残食をできるだけ発生させないことが重要であると認識しております。

しかしながら、一度の食事で食べられる量や食べ物の嗜好は様々であり、残さずに食べることができない児童生徒もいることから、学校給食における残食の量につきましては、令和5年6月における中学校の平均で、主食が約18%、牛乳が約4%、おかず等の副食が約28%、全体では約19%となっております。

このような状況に対し、本市では、残食を少なくするための取組として、給食だよりや校内掲示資料等で、季節ごとの旬の食材や国内外の様々な食文化などを紹介し、児童生徒の興味・関心を高めるとともに、地場産物を活用し、地域の生産者等への感謝の心を育むなど、食に関する指導の充実を推進しております。

なお、各学校におきましては、給食委員会の活動として、給食を残さず食べた児童にシールや賞状を贈呈するなど、給食の食べ残しをなくすための自発的かつ積極的な取組を行っている例もございます。

次に、残食の利活用等についてですが、学校給食共同調理場可燃ごみ等収集運搬業務委託の仕様書の中で、食品ごみを堆肥として再利用できることとしており、食品ごみの多くが発酵堆肥施設に搬入されております。

また、揚げ物の調理で使用する食用油につきましては、再利用を目的とした売り払いを行っており、バイオディーゼル等に再生されております。

今後におきましても、児童生徒に食事の喜びや楽しさを感じてもらえるような魅力的な献立を作成し、食べ残しの削減に努めてまいります。

一般質問

質問者：魁、水戸 綿引 健

答弁者：教育部長

2 教育行政について

(1) 不登校児童生徒への対応に関する基本的な考え方及び対策について

質問内容：不登校支援について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

本市における、不登校児童生徒への対応に関する基本的な考え方について伺いたい。また、現在、行われている不登校児童生徒への支援策及び今後の展望について伺いたい。

【答弁要旨】

綿引議員の一般質問のうち、不登校児童生徒への対応に関する基本的な考え方及び対策についてお答えいたします。

令和3年度の全国の小中学校における不登校児童生徒数が過去最多となりました。本市におきましても、不登校児童生徒は増加傾向にあり、学校に登校できない児童生徒の自立をどう支えていくかについては、喫緊の課題であると認識しております。

そのような中、本年3月に文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLOプラン」が示され、一人一人の児童生徒の状況を適切に把握し、多様な学びの場を確保するとともに、チーム学校による支援を実施することなどが求められています。

そのため、本市におきましては、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人の考えを生かし、互いのよさを尊重し合う授業づくりや集団づくりに努めております。さらに不安や悩みを抱える児童生徒に対しては、定期的な教育相談や校内オンライン相談窓口を活用するなど、学級担任を中心に多くの教員が関わりながら、児童生徒に寄り添った支援を行っております。

また、教室への登校が難しい児童生徒に対しては、保健室や相談室などの教室以外の別室への登校や、放課後に登校できる場を提供し、学校での居場所づくりを積極的に行っております。

さらに、不登校の要因が家庭環境であるなど、これまで支援の手が届きにくかった児童生徒に対して、教育分野に関する知識を持ち、福祉の専門家でもあるスクールソーシャルワーカーを本市独自に配置し、各学校への巡回訪問や支援が必要な家庭に対して家庭訪問を行っており、一緒に登校をする支援を行うことで、不登校傾向が改善された事例もございました。

不登校児童生徒への対応につきましては、本市では単に「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を自分事と捉えて、社会的に自立することを目指すという考え方にに基づき、不登校児童生徒一人一人に寄り添いながら、個別の状況に応じた支援を行っております。

そのため、不登校生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるため、今年度から千波中学校において、校内フリースクールを開設したところでございます。

校内フリースクールとは、校内に不登校生徒が安心して生活できる専用の教室を確保し、担当の教員を配置して、一人一人の学習計画に応じた支援を行う取組でございます。現在、校内フリースクールでは、教室の担当教員のほか、一人の教員が抱え込まないよう、また、生徒が多くの教員と関わるができるよう教科や学年を問わず、様々な教員が関わりながら組織的に不登校生徒の支援を行っております。

引き続き、学校と連携し、現在の取組を検証するとともに、他市町村での先進事例も参考にし

ながら、今後の校内フリースクールの他校への拡充や、民間のフリースクールとの連携強化を図り、不登校児童生徒のよりよい支援に努めてまいります。

「COCOLOプラン」では、具体的な取組として教育支援センターの機能の強化についても掲げております。本市では、総合教育研究所に「教育相談室」を設置し、不登校等、教育上の諸問題について来所や電話による相談を行っております。

総合教育研究所内の「うめの香ひろば」では、不登校の児童生徒が相談活動を通して、心身の安定を図る居場所や、集団活動を通して、人間関係を学ぶ場を提供しており、昨年度から、対象学年を小学5年生以上から、小学3年生以上に拡充し、相談員を増員して、対応しております。

引き続き、不安や悩みを抱える児童生徒が、安心して通級できるよう丁寧に関わりながら、個別学習への支援や少人数での体験学習に取り組んでまいります。

今後におきましても、「COCOLOプラン」を踏まえ、多様な学びの場の充実を図りながら、子どもたちの社会的自立を目指して、きめ細やかな支援に努めてまいります。

一般質問

質問者：魁，水戸 鬼澤 真寿

答弁者：教育部長

2 地域学校協働活動を基盤にした地域コミュニティの活性化について**(1) 地域学校協働活動モデル校における現状及び成果と課題について****(2) 地域学校協働活動の今後の展開と地域コミュニティの活性化について**

質問内容：地域学校協働活動について

担当課：生涯学習課

【質問要旨】

- (1) 令和4年度からのモデル校（双葉台小中学校区）の実践内容と見えてきた課題について伺いたい。また、令和5年度のモデル校（7校）の動きについても伺いたい。
- (2) 地域学校協働活動について、全市での取組や地域格差が生じないための方策について伺いたい。また、地域学校協働活動は、地域コミュニティの活性化につながる取組と考えているが、教育委員会としては、どのように考えているのか。

【答弁要旨】

鬼澤議員の一般質問のうち、地域学校協働活動を基盤にした地域コミュニティの活性化について、お答えいたします。

はじめに、地域学校協働活動モデル校における現状及び成果と課題について、お答えいたします。

地域学校協働活動につきましては、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことで、本市におきましては、市民センターに地域と学校をつなぎ結ぶコーディネート機能を持たせ、昨年度から取り組んでおります。

昨年度は、双葉台小学校区をモデルケースとして取り組んでまいりましたが、本年度は、双葉台学区をはじめ、浜田、常磐、緑岡、渡里、下大野、鯉淵の7学区にモデル学区を広げて実施しており、今後のさらなる拡充に向けて、事業の成果や課題について検証を行うこととしております。

昨年度の双葉台学区での実践内容についてですが、学校運営協議会において提案のあった、地域全体でのあいさつ運動や、地域と学校との協働での清潔なまちづくり運動を実施したところ、地域の方からは、子どもたちと顔の見える関係となり、大変有意義な取組であったとの感想があったほか、これまで学校の支援に関わってこられなかった地域の方々も参加されるなど、学校を核とした地域づくりを進めることができました。

一方で、取組初年度であったこともあり、学区全体の参加には至らなかったことから、より多くの方々が活動に関わっていける方策について、検討しているところです。

また、今年度の7学区の取組状況につきましては、1学期に各学区の学校運営協議会や自治会役員会等において、事業についての説明を行い、地域学校協働活動の趣旨について御理解をいただいたところでございます。

現在、それぞれの学区において、具体的な取組に向けて協議がなされており、下校の際、児童が自宅まで一人となる区間もあることから、地域の方に声をかけ、庭先から下校時の様子を見守り、子どもたちの安全を確保しようとする取組を検討している学区もございます。

2学期には、各学区で2回目の学校運営協議会も予定されていることから、教育委員会といたしましても、各学区の学校運営協議会に参加し、助言を行うとともに、地域と学校との連携が図

れるよう、コーディネートの機能を持つ各市民センターを支援し、具体的な取組が実践できるよう進めてまいります。

次に、地域学校協働活動の今後の展開と地域コミュニティの活性化について、お答えいたします。

地域学校協働活動の今後の展開につきましては、今年度の7学区の成果や課題を検証した上で、次年度以降、実施学区をさらに拡大し、将来的には、全市的な取組ができるよう推進してまいりたいと考えております。

あわせて、全市的な取組を行うに当たっては、地域と学校をつなぎ結ぶコーディネート機能が重要であることから、地域により取組に格差が生じないように、各市民センターの所長に対し、コーディネート力向上のための専門的な研修を行ってまいります。

また、不登校や学力向上などこれまで学校において解決を図ろうとしてきた課題について、地域学校協働活動と学校運営協議会が一体となって取り組むことにより、地域の方とも学校の課題を共有し、課題解決に向けて、地域全体で考え、連携・協力する体制づくりにも努めてまいりたいと考えております。

地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動は、学校や子どもたちを支援するボランティア活動をとおして、地域住民同士がつながりあうことができる活動であることから、地域コミュニティの活性化にもつながる有意義な取組であります。

そのため、今後につきましては、地域学校協働活動について、広く市民に周知し、より多くの方々に参画していただき、子どもたちを地域全体で見守り、支える体制を構築することで、地域コミュニティの活性化にもつなげながら、子どもたちが健やかに成長できるよう、豊かな学びや体験の機会の創出に努めてまいります。

一般質問

質問者：水政会 小泉 康二

答弁者：教育部長

4 教育行政について

(1) 通学路について

質問内容：通学路について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

通学路における交通規制及び立哨当番の時間帯や実施場所は長期間見直しされず、児童数や児童の通過時間や場所の実態と乖離している箇所も見受けられ、過剰な規制や保護者の負担となっている。

また、宅地開発などにより児童数が増加し、新たな交通規制を設けるべき箇所もある。

現状にあわせて、見直すべきと考えるが見解を伺いたい。

【答弁要旨】

小泉議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、通学路における交通規制及び立哨当番の時間、場所の見直しの検討についてでございますが、本市では、水戸市通学路交通安全プログラムに基づき、毎年度、通学路の現況調査や通学路合同点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、国、県の道路管理者や警察などの関係機関との連携の下、危険箇所の解消に向けて対策を講じるなど、通学路の安全確保に努めております。

今年度も、現時点で新たに52箇所の危険箇所を把握し、昨年度から対策を継続している箇所も含めて、早期の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

通学路の安全対策の一つとして、交通規制がございしますが、本市では、歩行者、自転車の安全な通行を確保することを目的として、生活道路や通学路等に区域を設定し、区域内の最高速度を時速30キロメートルに規制するなどの「ゾーン30」を11地区で実施しており、年次的な拡大に努めているところでございます。

また、交通規制のうち、通学時間帯の車両の通行規制は、道路交通法に基づき、生活道路、通学路等で、自転車や歩行者の安全で円滑な通行を確保する必要性の高い道路などで実施され、本市では、渡里小学校、笠原小学校、第一中学校などの周辺道路でも実施されております。

議員御指摘の規制時間帯や場所が、児童生徒の通行実態とずれが生じている箇所の見直しにつきましては、緑岡小学校周辺の道路において規制時間帯が15分短縮された事例もあることから、今後は、通学路の現況調査において、危険箇所の報告と合わせ、規制時間帯や場所の見直しを希望する場合にも、学校から該当する箇所を報告していただくことといたします。

次に、立哨当番の時間や場所の見直しについてでございますが、立哨活動につきましては、市内各小学校の保護者やスクールガードなどが主体となって、児童の登校時の安全確保を目的に実施していただいている活動でございます。

保護者などが、登校時に児童へ交通ルールを教えながら、立哨を行うことは、児童の交通安全に大きく寄与する重要な活動であると認識しております。

議員御指摘の立哨活動の時間や場所の見直しにつきましては、立哨活動が適切な時間帯や場所で行われるよう、改めて実態を確認することなどを、各学校に通知してまいります。

今後につきましても、児童生徒の通学の状況や地域の実態に即した通学路の安全対策に努めてまいります。

(2) 小中学校における校則の見直しや標準化の必要性について

質問内容：校則の見直しについて

担当課：教育研究課

【質問要旨】

小中学校の校則は、今の時代に合っていない校則があり、その背景には、教員主導で校則の見直しを行っている学校や、見直しが進んでいない学校があると認識している。

そのような学校のためにも、市で標準的な基準を示した上で、学校や地域の実態に応じた校則にしていくことが必要であると考えているが、本市の見解を伺いたい。

【答弁要旨】

次に、小中学校における校則の見直しや標準化の必要性についてお答えいたします。

校則の内容につきましては、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、適切に見直すことが必要であると認識しております。

校則については、文部科学省が作成する「生徒指導提要」において、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであることや、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものであることが示されております。

本市の学校につきましては、本年2月に県が実施した「校則の見直し等実施状況調査」における、「児童生徒や保護者等の意見を聴取したり、議論したりする体制を整えているか」との質問に対して、約6割が「体制を整えている」と回答しております。

体制を整えていると回答した学校では、生徒会が全校生徒から要望を集め、その要望をもとに、登下校時は制服としていたものを体操服でも可能とすることについて、試行期間を経て、本格導入した学校や、児童生徒だけでなく、保護者からの意見も参考とし、白に限定していた靴下の色を、黒や紺も認めた学校など、服装や身だしなみのきまりについて見直しを行った学校もございます。

一方で、このような取組が行われていない学校もあることから、本年7月には、水戸市学校長会において、生徒指導提要をもとに、校則の見直しについては、児童生徒や保護者等の学校関係者の意見等も踏まえ、適切に議論する場を設けることや、普段から学校内外の関係者が参照できるよう、校則を学校のホームページに掲載することなどについて、求めたところでございます。

あわせて、ホームページに掲載するに当たっては、児童生徒が、校則や、学校が独自に定めている生活上のきまりの意義について理解し、主体的にきまりを守るため、制定した背景等についても示しておくことが適切であることも伝えたところでございます。

議員御提案の校則の標準化につきましては、校則は校長が定めることとされていることから、学校間で校則の見直しの方法等に差が生じないように、学校への訪問指導の際に取組の状況を確認しながら、適切に校則の見直しが行われるよう指導・助言してまいります。

今後におきましても、生徒指導提要に基づき、時代の変化等を踏まえた校則の見直しが適切に行われるよう努めてまいります。

その他（１）

令和６年水戸市二十歳のつどいについて

１ 趣 旨 20歳という人生の節目を迎える青年を祝福するとともに、青年が今後の人生に展望を抱き、夢と希望を持って未来を創造する出発点とする。

２ 主 催 水戸市・水戸市教育委員会

３ 日 時 令和６年１月７日（日） ※ 出身中学校により２部制での開催

【第１部】午前１０時３０分～午前１１時３０分

第一中学校，第三中学校，第四中学校，飯富中学校，赤塚中学校，
第五中学校，笠原中学校，茨城中学校，水戸英宏中学校，
智学館中等教育学校，特別支援学校，市外の中学校

【第２部】午後２時３０分～午後３時３０分

第二中学校，緑岡中学校，見川中学校，双葉台中学校，石川中学校，
千波中学校，常澄中学校，内原中学校，国田義務教育学校，
茨城大学附属中学校

４ 会 場 水戸市民会館 グロービスホール（大ホール）

※ 家族の方は，ユードムホール（中ホール）及び大会議室にてライブ中継を視聴。

５ 日程・内容

〈式 典〉

- （１）開式のことば
- （２）国歌斉唱
- （３）市長式辞
- （４）議長祝辞
- （５）二十歳の君たちへ贈ることば
- （６）誓いのことば
- （７）閉式のことば

〈アトラクション〉

水戸市二十歳のつどい実行委員会の企画によるアトラクションを開催する。

６ 対象者 平成１５年４月２日から平成１６年４月１日までに生まれた者

男性 １,２８２人 女性 １,２１１人 合計 ２,４９３人

（令和５年４月１日現在，水戸市に住民登録されている対象者数）

※ 参考 令和５年の式典参加状況

対象者数 ２,５３９人 参加人数 ２,１０６人 参加率 ８２.９％

その他（２）

特別展「中村光哉の染色 黒の時代 ― 蠟の仕事 ―」の開催について

1 概 要

本展は、「ろう染め」の作品を中心に、染色作家・中村光哉（なかむら・こうや、1922－2002）の魅力を紹介するものです。

中村光哉は友禅染めの人間国宝・中村勝馬を父に持ち、自身も友禅染めの作家として知られていますが、昭和 30 年前後から昭和 50 年代半ばにかけては、独自の芸術表現を求めて、糊で防染する友禅染めから離れ、蠟で防染する「ろう染め」に取り組み、屏風やパネルの作品を数多く制作しています。

中村光哉は、「ろう染め」を通して「染めるか染めないか」という染色の原点に立ち返り、黒（染める）と白（染めない）による表現を意識しました。そして、楽器や遊園地、波模様、雲や炎など、さまざまに主題を変えて画面構成の試行錯誤を重ね、黒を基調とした独特の作品を生み出しています。こうした制作を行った時期を、作家は後に自身の言葉で「黒の時代」と呼んでいます。

「ろう染め」の作品は、中村光哉の創作活動において、染色と向き合い、自身の方向性を模索し、情熱を注ぎ込んだ重要な作品群です。本展では、それらの展示を通じて作家の作品世界を深く知る機会を提供するとともに、中村光哉がデザインしたネクタイ図案等の資料にも注目し、染色の世界で生きた作家の軌跡を辿ります。

2 会期

令和 5 年 10 月 21 日(土)から 11 月 26 日(日)まで ※月曜休館

3 会場

水戸市立博物館 4 階展示室

4 主な展示資料

- ・ 中村光哉「楽器」（ろう染め、四曲一隻(屏風)、昭和 31(1956)年、学校法人上野学園所蔵）
- ・ 中村光哉「遊園地」（ろう染め、二曲一隻(屏風)、昭和 35(1960)年、当館所蔵）
- ・ 中村光哉「追憶」（ろう染め、額装、昭和 50(1975)年、東京藝術大学所蔵）

この他ネクタイ等を含め、約 40 点展示予定。

5 入場料

一般 200 円（20 名以上の団体は 150 円）、18 歳以下・65 歳以上等は無料、その他各種割引有り

6 関連行事

○ 特別講演会

講師 戸矢崎満雄氏（神戸芸術工科大学教授）

演題 「ろう染めと絵画性～中村光哉「黒の時代」作品から～」

日時 11 月 11 日（土）13：30～15：00

会場 3 階視聴覚室

※ イベントの詳細は、別添チラシ参照。

その他（３）

「近世日本の教育遺産群」の世界遺産登録への取組について

１ 世界遺産とは

1972 年、ユネスコは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれて、未来の世代に引き継いでいくべきかけがえのない宝物を“人類共通の遺産”として保護・保全していくための国際条約「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（通称：世界遺産条約）を採択しました。

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき、未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡、自然環境として世界遺産委員会に登録された有形の不動産であり、文化遺産（933 件）・自然遺産（227 件）・複合遺産（39 件）の 3 種があります。

２ 日本の世界遺産登録等の状況について

世界遺産に登録されるためには、国内の候補物件を暫定一覧表としてユネスコに提出しておき、国は条件が整ったものを世界遺産委員会に推薦書を提出し審査を受けなければなりません。そのため、事前に暫定一覧表に記載される必要があります。

現在、日本の暫定一覧表には候補物件は 5 件のみであり、文化庁は文化審議会において 13 年ぶりに追加登録する資産の検討が令和 3 年度から行われています。

本市が世界遺産登録を目指す「近世日本の教育遺産群」は、平成 20 年に「暫定一覧表候補の文化資産」に位置づけられており、暫定一覧表への記載に向けた取組を進めています。

３ 教育遺産群の世界遺産登録への取組について

（１）教育遺産の連携

平成 18・19 年度の文化庁による暫定一覧表公募に対して、水戸市では「水戸藩の学問・教育遺産群」を応募したところ、文化庁の助言もあり、他の教育遺産と連携を行い世界遺産を目指すこととし、暫定一覧表候補の文化資産に位置付けられました。平成 24 年度には足利市、日田市と教育遺産世界遺産登録推進協議会を設立し、さらに平成 27 年度に備前市も加入して様々な事業を進めてきました。

教育遺産世界遺産登録推進協議会の概要

会長：水戸市長 高橋靖

会員市及び構成文化財：水戸市〔弘道館、偕楽園〕 足利市〔足利学校〕
備前市〔閑谷学校〕 日田市〔咸宜園、豆田町〕

※構成文化財の詳細は、別紙「近世日本の教育遺産群の構成資産概要」を参照

（２）これまでの主な取組

平成 20 年度 暫定一覧表公募に伴う文化庁の調査・審査結果発表

平成 24 年度 水戸市・足利市・日田市により協議会を設立
国際シンポジウム開催（会場：水戸市）

平成 25 年度 国際シンポジウム開催（会場：足利市）

平成 26 年度 国際シンポジウム開催（会場：日田市）
平成 27 年度 日本遺産に認定
備前市が協議会に加入
国際シンポジウム開催（会場：備前市）
平成 30 年度 文化庁へ検討状況報告書概要版及び暫定リスト追加記載要望書の提出
令和 2 年度 文化庁へ提案書及び暫定リスト追加記載要望書の提出
令和 3 年度 世界遺産フォーラム開催（水戸市）
令和 4 年度 文化庁への提案書概要英訳版及び暫定リスト追加記載要望書の提出

このほか、情報発信事業として協議会ホームページやパンフレット等によるPR，講演会や出前講座の開催による機運の醸成等に取り組んでいます。

これらの取組を継続してきた結果、文化庁からは、「調査・研究の熟度が進んでいる」と一定の評価を得てきた一方で「海外の有識者の意見を聞く必要がある」「地元の方が誇りを持つ取組を進められたい」との指摘を受けております。

（３）令和５年度の主な事業

① 国際シンポジウム「海外から見た教育遺産群」の開催

これまで、協議会の有識者により研究の熟度を高めてきました。さらに、海外の視点から教育遺産群の価値や意義を明らかにするため、国内外の有識者が一堂に介した国際シンポジウムを開催します。

日時：令和５年 11 月 19 日（日） 13:00～16:00

会場：ホテルオークラ京都（オンライン視聴も可）

※詳細は、別添チラシを参照

② 教育遺産サポーター制度の設置

多くの人々に教育遺産群への関心や認識を深めてもらうため、サポーター制度を新たに設け、サポーターに教育遺産の歴史や特徴の習得や、魅力を広く発信いただくなど、市民等と協働で取り組む事業を推進します。

近世日本の教育遺産群の構成資産概要

弘道館 （指定名称：旧弘道館，保護の種類：特別史跡・重要文化財） 〔茨城県水戸市〕	
○概要 天保12(1841)年，水戸藩主徳川斉昭が創設。 日本最大の敷地面積 （32,000坪）を誇り，総合大学の性格を有する 藩校の代表的存在 。 ○類似遺産 藩校は約750校あり，7件が国指定文化財である。	
偕楽園 （指定名称：常磐公園，保護の種類：国史跡及び名勝） 〔茨城県水戸市〕	
○概要 天保13(1842)年，水戸藩主徳川斉昭が創設。 偕楽園を修学の休養の場として位置づけた特徴ある庭園で，弘道館と一対の教育施設 。 ○類似遺産 なし	
足利学校 （指定名称：足利学校跡，保護の種類：国史跡・国宝（漢籍）） 〔栃木県足利市〕	
○概要 日本現存最古の学校であり，幕府の庇護を受けながら， 教育施設の殿堂となった，幕府の学校の代表的存在 。 ○類似遺産 官立学校は約20校あり，2件が国指定文化財	
閑谷学校 （指定名称：旧閑谷学校，保護の種類：特別史跡・名勝・国宝・重要文化財） 〔岡山県備前市〕	
○概要 寛文10(1670)年，岡山藩主池田光政が創設。 講堂は学校建築で唯一の国宝に指定される。郷校の代表的存在で，世界最古の庶民のための公立学校 。 ○類似遺産 郷校は約200校あり，3件が国指定文化財	
咸宜園 （指定名称：咸宜園跡，保護の種類：国史跡） 〔大分県日田市〕	
○概要 文化14(1817)年，儒学者広瀬淡窓が創設。日本で最も長く存続し，全国から約5,000人の遊学の徒が入塾した。 日本最大の私塾であり，私塾の代表的存在 。 ○類似遺産 私塾は約1,500校あり，7件が国指定文化財	
豆田町 （指定名称：日田市豆田町伝統的建造物群保存地区，保護の種類：国伝統的建造物群） 〔大分県日田市〕	
○概要 寛永16(1639)年に天領となった。城下町の町人地として発展し，咸宜園と塾生を経済・文化の双方から支援するなど， 咸宜園と共生した学園都市 。 ○類似資産 なし	



「遊園地」昭和35(1960)年／水戸市立博物館所蔵

中村 光哉の染色 —特別展— 黒の時代 —蠟ろうの仕事

KOYA NAKAMURA'S WORKS: BLACK PERIOD BY WAX-RESIST DYEING

令和5年10月21日[土]→11月26日[日] 休館日: 月曜日
開館時間: 9時30分→16時45分

会場: 水戸市立博物館 4階展示室

主催: 水戸市立博物館

料金: 一般200円[20名以上の団体は150円] ※高校生以下、65歳以上、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等所持者とその付き添い1名は無料。その他各種割引あり。

水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20 Tel. 029-226-6521 Fax. 029-226-6549

URL: <http://shihaku1.hs.plala.or.jp/>

博物館HP



公式SNS



中村 光哉の染色 —特別展— 黒の時代—蠟^{ろう}の仕事

水戸ゆかりの染色作家・中村光哉(1922-2002)は、友禅染めの人間国宝・中村勝馬(1894-1982)を父に持ち、自身もモダンな作風の友禅作家として知られています。

しかし、昭和30年前後から昭和50年代半ばにかけては、独自の芸術表現を求めて、蠟で防染する「ろう染め」に取り組みました。中村光哉はこの技法を用いて、黒を基調に、さまざまなモチーフによる画面構成を試みました。モチーフは楽器や遊園地などの楽しげなものから、直線や曲線による抽象表現、雲や炎といった愉快な模様へと遷り変わり、黒を活かした迫力に満ちた世界が展開されています。この時期は、作家自身の言葉で「黒の時代」と呼ばれ、後年回帰する友禅染めの制作の礎ともなりました。

本展は、中村光哉が試行錯誤を重ね情熱を注いだ「黒の時代」の作品を中心に展示し、その魅力を紹介するものです。また、ネクタイ図案等の資料にも注目し、染色の世界で生きた作家の実像にも迫ります。本展が、中村光哉に改めて光を当て、多くの方にその存在と業績を知っていただく機会となれば幸いです。

●関連行事

講演会：ろう染めと絵画性

～中村光哉「黒の時代」作品から～

講師：戸矢崎満雄氏[神戸芸術工科大学教授]

日時：11月11日[土]13時30分→15時

申込：10月25日[水]9時から電話受付、先着順

定員：40名

会場：3階視聴覚室

参加費無料

ギャラリートーク(学芸員による展示解説)

日時：10月28日[土]・11月3日[金・祝]・19日[日]

各日：11時→11時30分/14時30分→15時

会場：4階展示室

申込不要・参加費無料

※一般の方は入場券が必要です。

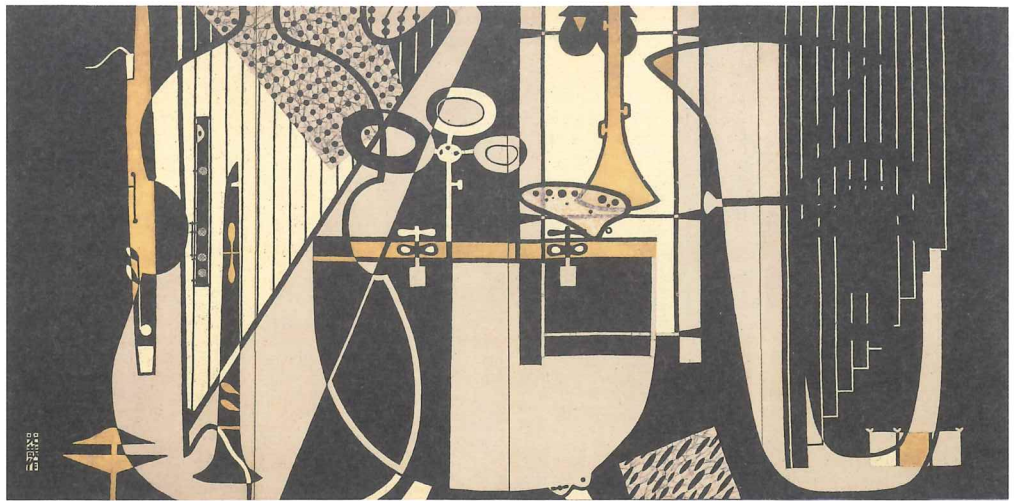


水戸市立博物館

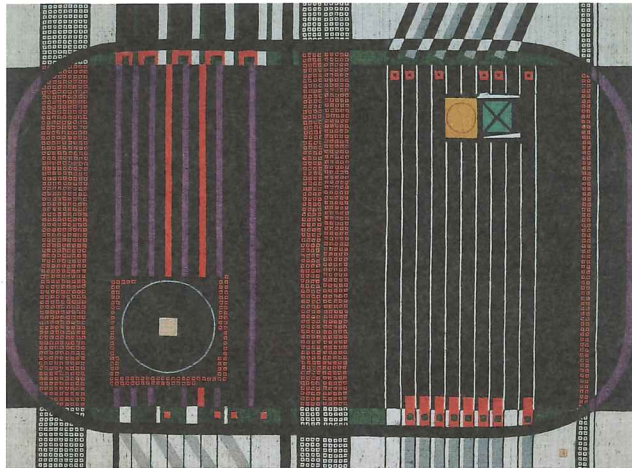
〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20

Tel. 029-226-6521 Fax. 029-226-6549

URL: <http://shihaku1.hs.plala.or.jp/>



「楽器」昭和31(1956)年/学校法人上野学園所蔵

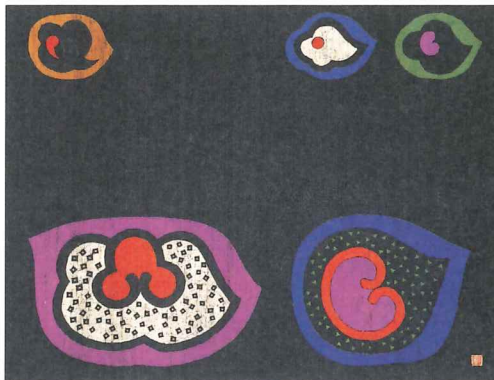


「或る形象」昭和48(1973)年/東京藝術大学所蔵



「渦文」昭和45(1970)年/水戸市立博物館所蔵

KOYA NAKAMURA'S WORKS: BLACK PERIOD BY WAX-RESIST DYEING



「雲紋」昭和53(1978)年/水戸市立博物館所蔵



●参考

中村勝馬「縮緬地友禅黒留袖」昭和30(1955)年
水戸市立博物館所蔵

●同時開催

市立博物館コレクション展 第3期「墨に夢を乗せて 画家・林十江の世界」

会期：令和5年10月21日[土]→11月26日[日]

会場：3階展示室 (入場無料)

●一緒に

平和キャラバンが行く!

「何を願って、どう戦った!!」ーパールハーバーを知っていますか?ー

日時：令和5年12月9日[土]13時→16時/会場：三の丸市民センター

内容：国策紙芝居の朗読、戦争資料の展示と解説、工作教室/朗読協力：オリーブ

定員：50名(小学生以上)/申込：11月14日[火]9時から電話受付、先着順、小学生は保護者同伴、大人のみの参加も可。

海外から見た

Educational Heritage of Early Modern Japan From International Perspectives

近世日本の教育遺産群

お座敷? いいえ、教室です。



2023

11/19 日

13:00-16:00

現地会場 On-site

ホテルオークラ
京都 Hotel Okura Kyoto

オンライン視聴 Online



YouTube

Guest room?
No, it's
a classroom.

基調講演 Keynote speeches



1 海外から見た 近世日本の教育遺産群

Educational Heritage of Early Modern Japan
From International Perspectives

コペンハーゲン大学教授
マーガレット・メール

Margaret Mehl, Professor, University of Copenhagen



2 世界遺産としての教育遺産 ～近世日本の教育遺産群の場合～

Education Heritage as World Heritage:
The Case of Early Modern Japan

ヘリテージ・モンテリオール政策部長
ディヌ・ブンバル

Dinu Bumbaru, Policy Director, Heritage Montreal Foundation

参加無料 Admission Free

教育遺産世界遺産登録推進協議会 国際シンポジウム 海外から見た近世日本の教育遺産群

「近世日本の教育遺産群」は、足利学校(足利市)、閑谷学校(備前市)、咸宜園・豆田町(日田市)、弘道館・偕楽園(水戸市)で構成される遺産群です。近世日本では、教壇や机を定置せず、畳や板張りの部屋を教室とするなど、同時代の世界とは異なる空間や設備の中で、世界に類を見ない階層を超えた教育が行われていました。

協議会では、こうした遺産群を後世に伝え、その歴史的意義を世界と共有するため、世界遺産登録に向けた取組を推進しています。

本シンポジウムでは、海外から見た遺産群について、教育史と世界遺産学に精通する国内外の専門家が一堂に会し、国際的な観点から、遺産群の普遍的価値を議論します。



日本最古の学校 足利学校



日本最古の郷学 閑谷学校



日本最大規模の私塾 咸宜園



日本最大規模の藩校 弘道館

会場・プログラム

会場 ホテルオークラ京都 4階 晩雲

13:00 開会 (12:30 開場)

13:15 基調講演1

「海外から見た近世日本の教育遺産群」

マーガレット・メール (コペンハーゲン大学教授)

14:00 基調講演2

「世界遺産としての教育遺産
～近世日本の教育遺産群の場合～」

ディヌ・ブンバル (ヘリテージモントリオール政策部長)

15:00 パネルディスカッション

コーディネーター 橋本 昭彦 (日本女子大学学術研究員)

パネリスト マーガレット・メール

ディヌ・ブンバル

江面 嗣人 (岡山理科大学特担教授)

大石 学 (東京学芸大学名誉教授)

岡田 保良 (国士館大学名誉教授)

16:00 閉会



橋本 昭彦



江面 嗣人



大石 学



岡田 保良

参加方法

参加無料

現地会場での参加

要申込・定員100名

11/1
締切

ネット申込み

下のQRコード
からお申込み下
さい。



いばらき
電子申請・
届出サービス

ハガキ申込み

下図のとおり記入のうえ郵送下さい。

表面

裏面

63円 3108610
世界遺産推進室行
水戸市中央1-4-1

国際シンポジウム
参加希望

- ①氏名(4名まで)
- ②住所(代表者)
- ③電話番号(代表者)
- ④性別(全員分)
- ⑤年齢(全員分)

■後日、参加の可否を申込者全員に通知します。

オンラインでの参加 申込不要・定員なし・後追い視聴 OK

教育遺産世界遺産登録推進協議会ホーム
ページから動画サイト(YouTube)にア
クセスして下さい。

教育遺産協議会

検索



主催

教育遺産世界遺産登録推進協議会

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

(水戸市教育委員会歴史文化財課世界遺産推進室)

TEL 029-306-8132 E-Mail:isan@city.mito.lg.jp

共催

水戸市 / 足利市 / 備前市 / 日田市 / 水戸市教育委員会 / 足利市教育委員会 /
備前市教育委員会 / 日田市教育委員会

後援

文化庁 / 日本イコモス国内委員会 / 京都市 / 茨城県 / 栃木県 / 岡山県 / 大分県 /
茨城県教育委員会 / 栃木県教育委員会 / 岡山県教育委員会 / 大分県教育委員会 /
水戸商工会議所 / 足利商工会議所 / 備前商工会議所 / 日田商工会議所



会場 ホテルオークラ京都 晩雲 京都市中京区河原町御池 TEL 075-211-5111

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和5年10月5日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
行政視察	令和5年10月31日（火） ～11月1日（水）	岐阜県岐阜市	
第11回教育委員会 定例会	令和5年11月2日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	
第12回教育委員会定 例会	令和5年11月16日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	

※ゴシック体は、追加日程です。